委　託　契　約　書（案）

１　委託業務の名称　　令和５年度北海道檜山合同庁舎排水管等清掃及び水質検査業務（以下「委託業務」という。）

２　委託業務の内容　次に掲げる業務の処理

(1)　排水管の清掃（９月及び３月）
(2)　汚水槽及び雑排水槽の清掃（９月及び３月）
(3)　大小便器枝管の清掃（９月及び３月）
(4)　洗面器、流し、茶殻及び流し器の清掃（９月及び３月）
(5)　屋外排水口の清掃（９月）
(6)　受水槽及び高置水槽の清掃（９月）
(7)　水質検査（９月及び３月）

３　委　託　期　間　　令和５年（2023年）　月　日から令和６年（2024年）３月31日まで

４　業 務 委 託 料　　金　　円
（うち消費税及び地方消費税の額　金　　円）
内訳　令和５年（2023年）９月分　金　　円
　　令和６年（2024年）３月分　金　　円

５　契 約 保 証 金　　免　除

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を２通作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和５年（2023年）　　月　　日

委託者　北海道
　　北海道檜山振興局長　山田　哲史

　　住　所
受託者　氏　名

（総則）

第１条　委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙令和５年度北海道檜山合同庁舎排水管等清掃及び水質検査業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

２　受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。

３　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

４　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

５　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

６　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

７　この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

９　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の裁判所とする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第３条　受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務処理計画書の提出）

第４条　受託者は、この契約の締結後速やかに、要領に基づき、業務処理計画書を提出するものとする。

（業務担当員）

第５条　委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。また、業務担当員を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者等）

第６条　受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者及び業務担当技術者を定め、委託者に通知するものとする。また、業務処理責任者及び業務担当技術者を変更した場合も、同様とする。

２　業務処理責任者及び業務担当技術者は、これを兼ねることができるものとする。

（業務処理責任者等の変更請求等）

第７条　委託者は、業務処理責任者又は業務担当技術者が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。

２　受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

（業務内容の変更等）

第８条　委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し通知するものとし、業務委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

２　前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における委託者の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（定期清掃及び水質検査）

第９条　清掃及び水質検査（以下「清掃等」という。）の時期は、令和５年（2023年）９月及び令和６年（2024年）３月の２回とする。

２　受託者は、前項の清掃等の時期には、この契約の対象となる北海道檜山合同庁舎（以下「庁舎」という。）に業務担当技術者を派遣し、清掃等を行わなければならない。

（委託者の請求による点検）

第10条　受託者は、前条の清掃等以外の場合であっても、委託者が庁舎に異状を認めてその点検及び調整を受託者に請求したときは、遅滞なく、前条第２項に規定する措置を取らなければならない。

（特別な清掃等）

第11条　受託者は前２条による清掃等によって庁舎の異状を発見し、特別の資材を使用する必要があるときは、委託者にその見積書を提出し、その承認を受けて清掃等を行うものとする。

２　前項の清掃等に要する費用は、委託者の負担とする。

（清掃等の報告）

第12条　受託者は、清掃等を実施したときは、当該清掃等又は点検の結果を記載した書面を委託者に提出し、その確認を受けなければならない。

（調査等）

第13条　委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

（業務委託料の請求及び支払い）

第14条　受託者は第９条の規定による清掃等を終了したときは、委託者に対して、委託料の支払いの請求をするものとする。

２　委託者は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該業務委託料を支払うものとする。

３　委託者はその責めに帰すべき理由により前項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

４　業務委託料の支払場所は、北海道檜山振興局出納員の勤務の場所とする。

（秘密の保持）

第15条　受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

２　前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

（委託者の任意解除権）

第16条　委託者は、次条から第19条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

２　第１項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（委託者の催告による解除権）

第17条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

⑴　委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。

⑵　正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。

⑶　前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第18条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。

（２）受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（４）契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において､受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（６）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77条）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定している暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

（７）第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（８）受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力

団員であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第19条　委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1)　受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第26条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第26条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第２項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(2)　受託者が納付命令（独占禁止法第62条第１項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第26条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消されたときを含む。）。

(3)　受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4)　受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

(5)　排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの

命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第２条の２第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第１項若しくは第165条の２の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

(6)　受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第１項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第１項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第20条　第17条各号又は第18条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第17条又は第18条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の任意解除権）

第21条　受託者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、委託者に通知しなければならない。

２　前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（受託者の催告による解除権）

第22条　受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第23条　前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第24条　委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合（第16条第１項の規定により解除された場合を除く。）において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第25条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の１に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)　受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項各号に定める場合（前項の規定により第１項第２号に該当する場合と見なされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

第26条　受託者は、この契約に関して、第19条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の２に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第１号から第５号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号に規定するものであるとき又は同項第６号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

２　委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の２に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

３　前２項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（委託業務の処理に関する損害賠償）

第27条　受託者は､その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

３　受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第28条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1)　第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（相殺）

第29条　委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する、業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（契約に定めのない事項）

第30条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。